

ロシア

ビジネス環境改善に向けて

ジェットロ海外調査部主幹 梅津 哲也

ビジネス環境整備が、2012年5月の第3期プーチン政権のスタートとともに再加速している。ロシア政府がどのような方向性を打ち出しているかを捉えることで、新たなビジネス機会の可能性が見えてこよう。

プーチン政権が目指すのは

ビジネス環境の未整備が指摘されるロシア。法令の重複や不透明とされる現場での運用など、外国企業がビジネス環境に懐疑的になるのはやむを得ない。それでも、時系列で見ればロシアの企業活動関連法制度は、2000年のプーチン大統領の就任以降、着実に整備が進みつつある（図）。国税基本法^{注1}、労働基本法、土

地基本法、関税基本法など関連主要法令が2000年代前半に次々と施行された。実務面でも法人登記の制度改正や外国人就業規則の整備が進められた。この動きはプーチン現政権下でも続く。

プーチン大統領が就任直後に署名した一連の大統領令で注目すべきは「長期国家経済政策について」である。そこで目指すのは、ロシアのビジネス環境を根本的に変えることで国内への投資に対する関心を誘発、経済を強化し、それをもって国力を増進すること。そのため、同大統領令では具体的目標と施策の方向性を期限付きで定めて

いる。政府の経済構造の根本的改革への意思は強い。ロシアではメドベージェフ前大統領時代から経済の「現代化」、すなわち資源依存型の経済構造からハイテク・イノベーション型の高付加価値・高度技術製品づくりへの移行を目指している。それら高度技術の導入には外資企業の協力が不可欠であり、それにはビジネス環境改善が必要というわけだ。

ビジネス環境改善の道筋の基本となるのは、「ロシアの投資環境改善のための国家企業家イニシアチブ」（以下「イニシアチブ」）とその実現のための具体策が示された「ロードマップ」^{注2}である。政府も具体的に動き始めている。

根拠法令となる「連邦政府指示」を順次定め、ロードマップに対応しビジネス環境整備を図る（表）。例えば、運用の透明性の確保が課題とされる通関分野は、連邦政府指示第1125-r号（2012年6月29日付）で通関制度の改革が具体的な数値目標をもって打ち出された（本誌2013年8月号p.62～「通関制度の一層の改善を求めて」参照）。その他、電力網への接続手続き、建設関連許認可取得の簡素化、ビジネスに関連する監督行政の改善などが列挙されている。現在ロシアが官民一体となって取り組む広い意味でのビジネス環境整備が、具体的にどの分野で進んでいるかをここから読み取ることができよう。

地方間の競争へ

ビジネス環境整備の動きは地方にも広がりつつある。例えば、工業団地。これまで十分な整備が図られず生産投資の大きな阻害要因となっていたが、各地方政府が独自に開発する例が増えている。近年では、モスクワ近郊のカルーガ州が成功例として取り上げられることが多い。同州にはフォルクスワーゲン、三菱自動車

図 企業活動関連法制度の整備状況

1995	・民法第一部（総則、物件、債権総則）施行
1996	・民法第二部（債権各論）施行
1999	・外国投資法施行 ・国税基本法第一部（総則）施行
2000	プーチン大統領誕生
2001	・土地基本法施行 ・国税基本法第二部（各論）施行
2002	・連邦法「外国人の法的地位について」施行 ・民法第三部（相続、国際私法）施行 ・労働基本法施行
2004	プーチン大統領再選 ・改正外為法施行（経常取引自由化） ・改正関税基本法施行（通関手続きの簡素化開始）
2007	・改正外為法施行（資本取引自由化）
2008	メドベージェフ大統領誕生、プーチン首相とのタンデム制 リーマン・ショック ・民法第四部（知財）施行
2012	プーチン大統領3選 ・WTO加盟

資料：各種資料を基に筆者作成

「長期国家経済政策について」である。そこで目指すのは、ロシアのビジネス環境を根本的に変えることで国内への投資に対する関心を誘発、経済を強化し、それをもって国力を増進すること。そのため、同大統領令では具体的目標と施策の方向性を期限付きで定めて

表 「ロードマップ」に見るビジネス環境改善の方向性

項目	内容	政府の対応
外国市場へのアクセス支援（輸出支援）	通関や行政手続き上の障壁の排除を通じ、非石油分野の輸出企業の増加と輸出強化を図る	政府指示第1128-r号（2012年6月29日付）
電カインフラへのアクセス向上	新規設備建設に伴う電力確保に要する必要手続き数の削減、手続き時間の短縮などを通じ、迅速な電力供給と企業のコスト削減を目指す	政府指示第1400号（2013年8月9日付）
通関行政事務の適正化	輸出入手続きに必要な書類点数の削減、輸出入手続き時間の簡素化・時間短縮、手続き書類準備時間の短縮を図る	政府指示第1125-r号（2012年6月29日付）
国家規制活動の適正化および建設分野での企業活動企業活動環境の改善	設計から施設稼働まで、建設全般でのプロセスの簡素化を図る	政府指示第1336-r号（2013年7月29日付）
独占企業体・国有企業などによる調達への中小企業のアクセスの拡大	公共調達などに関する行政面、資金面、情報面での障壁を除去し、中小企業のそれら調達への参加の簡素化、透明化、効率化を図る	政府指示第867-r号（2013年3月29日付）
不動産登記・取引登録分野での国家サービスの質の向上	不動産登記・取引登録の統一システムを構築し、それらに要する日数を短縮する	政府指示第2236-r号（2012年12月1日付）
ビジネス分野監督環境の改善	検査・監督分野での官民の相互関係の見直しによるビジネス環境の改善とそれによる労働生産性の向上を図る	政府指示第853-r号（2013年6月11日付）
法人・個人企業登記手続きの適正化	事務手続きの簡素化を図り企業の設立および登記、銀行口座開設など一連の手続き数を減らし、必要日数と費用を低減する	政府指示第317-r号（2013年3月7日付）
競争の強化と反独占政策の適正化	経済活動における国有企業の割合の引き下げ、ガス生産・配電・市内水道供給などでの競争の促進、反独占規制中での企業活動の発展を目指す	政府指示第2579-r号（2012年12月28日付）

(PSA プジョーシトロエンと合併) など自動車メーカーが、また家電分野でもサムスンが工場を構える。

もう一つの成功例は、沿ヴォルガ地域にあるウリヤノフスク州である。同州は工業団地整備の他、独自の税制優遇措置を導入しており、これが近年日系を含む大型外国投資を次々と呼び込む要因になっているようだ。

同州の優遇税制は、投資後8年間、地方分の企業利潤税（法人税）を実質的に免除するというもの。企業利潤税率は20%（連邦2%、地方18%）だが、地方の判断で減免できるのは地方分のうち最大4.5%まで。このため、通常、企業利潤税は国税分と合わせて15.5%（うち地方分は13.5%）までしか軽減できない。

ウリヤノフスク州では、いったん企業利潤税を徴収するものの、翌年13.5%相当分を企業に対し還付することで、実質的な免税措置としている。これまでは地方の税制優遇はどこも一律であったが、独自のアイデアで外地誘致を図ろうとする好例といえる。近年、同州にはタカタ（自動車安全装置）、ブリヂストン（自動車用タイヤ）など日系企業も進出している。

戦略イニシアチブ・エージェンシー（ASI）は投資環境改善のモデルプランである「地方投資スタンダード」（以下「スタンダード」）を定め、地方レベルでの投資環境改善に道筋をつけようとしている。「スタンダード」では、地方の実情に即した投資戦略の策定、投資計画の策定と毎年の見直し、毎年投資環境・投資政策のレビューなど、各連邦構成体が主体的かつ継続的に投資環境の改善に向けた取り組みを続けることが求められる。ロシアでは、一度投資計画が作られるとそれが効率的でないにもかかわらず、数年間変わらずに掲げられ続けることが多い。そのような悪習を廃し各地方が競争しつつ投資環境を改善し、投資誘致や地元企業家による起業を図ろうとの意図がここにはある。

目配りは手広く

2000年以降、^{うよ}紆余曲折はあるものの、時系列で見ればビジネス関連法制度は着実に整備・改善されてい

る。他方、課題も残る。「末端の現場レベルまで浸透していない。人的ファクターで統一的な対応が取れていない」というのが筆者が現地で行った聞き取りで最も多かった声だ。例えば、中央機関からの指令、通達はあるものの、その適用に当たっては現場担当者の判断に委ねられ、地方によって、あるいは同じ地方でも対応が異なる場合があるという。

人的ファクターについては、地方間の格差にも反映されている。カルーガ州やウリヤノフスク州のように、知事を筆頭に投資誘致やビジネス環境の改善に熱心に取り組む地方が出てくる一方、依然として従来の方、考え方が地方政府幹部の間に色濃く残る地域もある。ASIによる「スタンダード」の必要性が全ての地方で十分に理解されるようになるにはまだ時間がかかりそうだ。言い換えれば、投資環境改善のためにはどのように行動すべきかを一人ひとりが考えるという「メンタリティー」の変化がないと、真のビジネス環境の改善には結びつかないのかもしれない。

しかし、第3期プーチン政権が終わる18年までにはまだ時間がある。改善の方向性は既に打ち出されており、その間どのようにビジネス環境が変わっていくかを十分に注視する必要がある。改善が必要な負の面ばかりに目を奪われると、ロシアの真の潜在性とビジネス機会を見落とすリスクもあろう。



注1：総則部分である第1部のみエリツィン時代の1999年に施行。個別制度を規定した第2部以降が施行されたのは2000年代に入ってからである。

注2：「イニシアチブ」は11年12月にプーチン大統領（当時は首相）が、企業団体「実業ロシア」の年次大会で提唱したものを、「政府の外から」の立場でビジネス環境改善の提言を行う「戦略イニシアチブ・エージェンシー（ASI）」（プーチン大統領の主導で設立）が具体化して方策を提案している。